

自己点検事項

◇ ニコチン依存症管理料(B001-3-2)

(1)禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示している。 (適 ・ 否)

(2)禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務している。 (適 ・ 否)

※ 当該医師の診療科は問わない。

(3)禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置している。 (適 ・ 否)

(4)禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えている。 (適 ・ 否)

(5)保険医療機関の敷地内が禁煙である。 (適 ・ 否)

※ 保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関
の保有又は借用している部分が禁煙である。

(6)情報通信機器を用いて診察を行う保険医療機関にあっては、厚生労働省の定める情報通信機器を
用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有している。 (適 ・ 否)

医療機関コード

保険医療機関名

(7)ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導の平均継続回数及び喫煙を止めたものの割合等を、
別添2の様式8の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告している。 (適 ・ 否)

(8)ニコチン依存症管理料の注1に規定する基準

過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上である。

(適 ・ 否)

ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導に関する過去1年間の平均継続回数は、
次のアに掲げる数及びイに掲げる数を合計した数をウに掲げる数で除して算出する。

ア 1年間の当該保険医療機関において実施したニコチン依存症管理料1の延べ算定回数(初回から
5回目までの治療を含む。)

イ 1年間の当該保険医療機関においてニコチン依存症管理料2を算定した患者の延べ指導回数

ウ ニコチン依存症管理料1のイに掲げる初回の治療の算定回数及びニコチン依存症管理料2の算定
回数を合計した数

- ※ 過去1年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りでない。
- ※ ただし、過去1年間に当該医療機関において当該管理料を算定している患者が5人以下である
場合は、当年3月に初回の治療を行った患者を、アからウまでの数から除くことができる。
- ※ 平均継続回数の計算期間は、前年4月1日から当年3月31日までとする。

点検に必要な書類等
・平均継続回数の算出根拠となる書類

医療機関コード

保険医療機関名